

一般社団法人北海道建廃リサイクル推進協議会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道建廃リサイクル推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、会員相互が連携協働して建設工事等に伴い発生する産業廃棄物等の適正処理及び再資源化の推進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 建設廃棄物等の適正処理及び再資源化に関する調査研究、コンサルティング及び情報提供の推進に関する事業
- (2) 建設廃棄物等の収集運搬・再資源化等に関する促進事業
- (3) 建設廃棄物等に関する研修会、講習会及びセミナー等の企画・運営事業
- (4) 関係する行政機関、事業者及び団体との連携促進事業
- (5) 各種資材、燃料、機械設備、事務用品その他関連物資の共同購買事業
- (6) 会員の事業活動を支援するための共同事業
- (7) 環境保全及び資源循環に関する普及啓発活動
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(構成員)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助して入会した個人又は法人

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、あらかじめ当法人に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の60日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によって除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員の同意があったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定める事項

（議決権の代理行使）

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的

方法により提供することができる。

（書面又は電磁的方法による議決権の行使）

第20条 正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会招集通知に記載された期間内に当法人に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 正会員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供し、議決権の行使ができる。この場合、電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

（議事録）

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

（役員の設置）

第22条 当法人に次の役員を置く。

（1）理事 3名以上8名以内

（2）監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち2名以内を副理事長、1名を専務理事及び4名以内を専門委員会委員長とすることができるものとし、兼任することを妨げない。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び専門委員会委員長をもって業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事及び専門委員会委員長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し副理事長、専務理事及び専門委員会委員長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担して執行する。

- 3 理事長及び副理事長、専務理事及び専門委員会委員長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

できる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

（構成）

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）当法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び副理事長、専務理事及び専門委員会委員長の選任及び解職

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款変更及び解散

(定款変更)

第43条 この定款は、社員総会の第18条第2項の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会の第18条第2項の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第8章 専門委員会

(設置等)

第46条 当法人の事業を推進するため、あるいは専門の事項を調査・審議する必要があるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を経て理事及び会員の中から選任する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、理事長が理事の中から選任する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事以外の者を委員長として委嘱することができる。
- 4 専門委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

第9章 顧問

(顧問)

第47条 当法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会又は代表理事に意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	阿部 淳、山本 康二、佐野 東生、時田 真一、村上 祐二
設立時代表理事	阿部 淳
設立時監事	柴田 眞年

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員	住所	北海道江別市大麻ひかり町35番地の3
	氏名	阿部 淳
設立時社員	住所	北海道苫小牧市桜木町四丁目15番22-3号
	氏名	山本 康二
設立時社員	住所	北海道千歳市朝日町五丁目19番地の5
	氏名	佐野 東生
設立時社員	住所	北海道北斗市七重浜四丁目12番18号
	氏名	時田 真一
設立時社員	住所	北海道釧路郡釧路町雁来1番地121
	氏名	村上 祐二

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人北海道建廃リサイクル推進協議会設立のため、設立時社員阿部淳ほか4名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和8年6月5日

設立時社員	阿部 淳
設立時社員	山本 康二
設立時社員	佐野 東生
設立時社員	時田 真一
設立時社員	村上 祐二

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 石下貴大